

明石市屋外広告物条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 広告物等の規制（第7条—第32条）
- 第3章 広告景観モデル地区（第33条—第35条）
- 第4章 屋外広告業の登録等（第36条—第51条）
- 第5章 雑則（第52条—第54条）
- 第6章 罰則（第55条—第60条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下これらを「広告物等」という。）並びに屋外広告業についての必要な規制並びにまちの顔となる場所、まちを印象づける場所など地域の特性を生かしたまちなみを形成するために必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 広告主 広告物等を表示し、又は設置することを決定し、自ら又は屋外広告業者等（屋外広告業者（第36条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）及び県知事登録屋外広告業者（第48条第2項の規定による届出をして、市の区域内で屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）その他の者に委託し、若しくは依頼する方法により当該広告物等を表示し、又は設置する者をいう。
- （2） 広告物等管理者 自ら表示し、若しくは設置した広告物等を管理する者又は委託若しくは依頼を受けて広告物等を管理する者をいう。
- （3） 施設管理者 広告物等が表示され、又は設置された土地、建築物等を所有する者又は管理する者（自ら広告物等を表示し、若しくは設置し、又は自らがこれらを管理する者を除く。）をいう。
- （4） 屋外広告業 法第2条第2項に規定する屋外広告業をいう。
- （5） 自家用広告物等 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の居宅又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。
- （6） 管理用広告物等 自己の所有し、又は管理する土地又は物件の管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、施設管理者、警察その他関係団体の協力を得て、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止に関し、市民、屋外広告業者等、広告主及び広告物等管理者の意識の啓発、これらの者の自主的な活動の支援その他の必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

（広告主等の責務）

第4条 広告主、広告物等管理者、施設管理者及び屋外広告業者等は、法、この条例及びこの条例に基づく規則を遵守し、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止に配慮するとともに、前条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、第3条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（広告物等のあり方）

第6条 広告物等は、良好な景観又は風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないもので

なければならない。

## 第2章 広告物等の規制

### (許可)

第7条 市の区域内において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

### (許可の基準)

第8条 市長は、広告物等がこの条例の規定に適合し、かつ、規則で定める許可の基準に該当する場合に限り、前条の許可をすることができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、広告物等の表示又は設置が地域の良好な景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、前条の許可をすることができる。

### (特別規制地区)

第9条 市長は、地域の自然、歴史、文化その他の特性を生かした良好な景観を形成するため、その地域における広告物等の表示又は設置について特に規制を行う必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該地域を特別規制地区として指定することができる。特別規制地区の指定を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定により特別規制地区を指定したときは、これを告示するものとする。特別規制地区の指定を変更したときも、同様とする。

3 市長は、第1項の規定により特別規制地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、当該特別規制地区の状況に応じた許可の基準を、規則で定めることができる。

4 特別規制地区における広告物等に係る前条第1項の規定の適用については、同項中「基準」とあるのは、「基準及び次条第3項に規定する許可の基準」とする。

### (禁止地域等)

第10条 次に掲げる区域、地域又は場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区（これらの地域のうち市長が指定する区域を除く。）

(2) 景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建造物の敷地（市長が指定する区域を除く。）

(3) 明石市都市景観条例（平成4年条例第1号）第17条第1項の規定により指定された都市景観形成重要建築物の敷地（市長が指定する区域を除く。）

(4) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項若しくは第2項又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲であって規則で定める範囲内にある地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域

(5) 兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項又は第27条第1項の規定により指定された建造物の周囲であって規則で定める範囲内にある地域及び同条例第31条第1項の規定により指定された地域

(6) 明石市文化財保護条例（昭和41年条例第30号）第3条第1項の規定により指定された建造物の周囲であって規則で定める範囲内にある地域及び指定された地域

(7) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するために同項の規定により保安林として指定された森林のある地域（市長が指定する区域を除く。）

(8) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園の区域（これらの区域のうち市長が指定する区域を除く。）

(9) 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）第3条第1項の規定により指定された自然公園の区域（市長が指定する区域を除く。）

(10) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域（これらの地域のうち市長が指定する区域を除く。）

(11) 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第89条第1項の規定により指

定された兵庫県自然環境保全地域及び同条例第95条第1項の規定により指定された環境緑地保全地域（これらの地域のうち市長が指定する区域を除く。）

- (12) 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例（平成11年条例第22号）第29条第1項の規定により指定された保護地区又は保護樹林のある地域（これらの地域のうち市長が指定する区域を除く。）
- (13) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹林のある地域
- (14) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域及びその他の公園、緑地等の公共空地で市長が指定する区域
- (15) 道路、鉄道、軌道及び索道の区間並びにこれらに接続する地域で、市長が指定する区域
- (16) 河川、池沼、海浜及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (17) 港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (18) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の敷地
- (19) 古墳及び墓地、火葬場及び葬儀場の敷地並びに社寺及び教会の境域
- (20) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する地域又は場所

2 市長は、前項第1号から第3号まで、第7号から第12号まで及び第14号から第17号までに規定する区域又は同項第20号に規定する地域若しくは場所を指定したときは、これを告示するものとする。これらの区域、地域又は場所を変更したときも、同様とする。

（禁止物件）

第11条 次に掲げる物件（以下「禁止物件」という。）には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋梁、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣、よう壁その他これらに類するもの
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上の柵並びに駒止め、里程標その他これらに類するもの
- (5) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- (6) 市長が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
- (7) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (8) 郵便ポスト、公衆電話ボックス及び路上受変電設備
- (9) 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- (10) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (11) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (12) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木（市長が指定するものを除く。）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する物件

2 次に掲げる物件には、はり紙、はり札、広告旗、立看板その他これらに類するものを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 電柱、街灯その他これらに類するもの（前項第6号に掲げるものを除く。）
- (2) アーチの支柱及びアーケードの支柱

3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

4 前条第2項の規定は、第1項第6号、第12号又は第13号の規定により区域又は物件を指定し、又は変更した場合について準用する。

（適用除外）

第12条 次に掲げる広告物等については、第7条、第10条及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- (2) 国又は地方公共団体及び市長が指定する公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で、規則で定めるもの
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等及び

これらを掲出する物件

- (4) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- 2 次に掲げる広告物等については、第7条及び第10条の規定は、適用しない。
  - (1) 自家用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
  - (2) 管理用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
  - (3) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
  - (4) 講演会、展覧会、音楽会その他の催物を開催するため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
  - (5) 電車又は自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
  - (6) 人、動物、車両（電車又は自動車を除く。）、船舶又は航空機に表示される広告物
  - (7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に当該地方公共団体の定める規程に従って表示する広告物
  - (8) 禁止地域等のうち市長が指定する区域及び禁止地域等以外の地域（特別規制地区を除く。）において、営利を目的としない活動のために表示するはり紙、はり札、広告旗、立看板及びこれらを掲出する物件で、規則で定めるもの
- 3 次に掲げる広告物等については、第10条の規定は、適用しない。
  - (1) 自家用広告物等（前項第1号に掲げるものを除く。）で、規則で定める基準に適合するもの
  - (2) 道標、案内図板その他公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
  - (3) 禁止地域等のうち市長が指定する区域において、公衆の利便に供することを目的として表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
  - (4) 自動車に表示する広告物（前項第5号に掲げるものを除く。）で、規則で定める基準に適合するもの
  - (5) 第10条第1項第15号に掲げる区域に表示し、又は設置する広告物等であって同号に規定する区間から視認できないもの
- 4 次に掲げる広告物等については、前条の規定は、適用しない。
  - (1) 前条第1項第2号、第9号及び第10号に掲げる物件に表示し、又は設置する自家用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
  - (2) 禁止物件に表示し、又は設置する管理用広告物等
- 5 第10条第2項の規定は、第2項第8号又は第3項第3号の規定により区域を指定し、又は変更した場合について準用する。

（経過措置）

第13条 一の区域、地域若しくは場所が禁止地域等となり、又は物件が禁止物件になった際、当該区域、地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該区域、地域若しくは場所が禁止地域等となり、又は当該物件が禁止物件になった日（以下「基準日」という。）から1年間（この条例の規定による許可（第7条又は第16条第1項若しくは第2項の許可をいう。以下同じ。）を受けていた広告物等で基準日における当該許可の残存期間が1年を超えるもの及び規則で定める堅固な広告物等にあつては、規則で定める期間）は、これを表示し、又は設置することができる。

（禁止広告物等）

第14条 次に掲げる広告物等については、これを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽化したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害し、又は阻害するおそれのあるもの

（許可の期間及び条件）

第15条 市長は、第7条の許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、2年を超えることができない。

(変更及び更新の許可)

第16条 第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等の内容に変更を加え、又は当該許可に係る広告物等を改造し、若しくは移転しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 第7条の許可(前項の許可を含む。)を受けた者は、当該許可の期間満了後も継続して広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、規則で定める期日までに市長に当該許可の更新の申請をし、その許可を受けなければならない。

3 第8条第1項(第9条第4項において読み替えて適用する場合を含む。)、第8条第2項及び前条の規定は、前2項の許可について準用する。

(許可の表示)

第17条 この条例の規定による許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る広告物等(以下「許可広告物等」という。)に許可を受けた旨の表示をしなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

(完了の届出)

第18条 この条例の規定による許可を受けた者は、許可広告物等の表示又は設置が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(広告物等管理者の設置)

第19条 許可広告物等を表示し、又は設置する者は、当該許可広告物等を常に良好な状態に保持することができる者として広告物等管理者を置かなければならない。

2 許可広告物等を表示し、又は設置する者が市内に住所、事業所又は営業所を有しない場合には、当該許可広告物等を表示し、又は設置する者は、当該許可広告物等に係る広告物等管理者を市内又は本市に隣接する市等に住所を有する者とするよう努めなければならない。

3 規則で定める許可広告物等に係る広告物等管理者は、規則で定める資格を有する者としなければならない。

(管理義務)

第20条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者は、当該広告物等に関して補修その他必要な管理を怠らないようにし、当該広告物等を良好な状態に保持しなければならない。

(点検義務)

第21条 許可広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者は、第16条第2項の更新の許可の申請を行う場合には、当該許可広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検し、その結果を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による点検は、第19条第3項に規定する許可広告物等については、同項に規定する資格を有する者が行わなければならない。

(除却義務)

第22条 許可広告物等を表示し、又は設置している者は、許可の期間が満了したとき、又は第24条の規定により許可が取り消されたときは、当該許可の期間が満了した日又は当該許可が取り消された日から10日以内に、当該許可広告物等を除却しなければならない。第13条に規定する広告物等について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 広告物等を表示し、又は設置している者は、広告物等の表示又は設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。

(管理者等の届出)

第23条 許可広告物等を表示し、又は設置する者は、第19条第1項の規定により広告物等管理者を置いたときは、当該広告物等管理者を置いた日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 許可広告物等を表示し、又は設置する者は、当該許可広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者に変更があったときは、当該変更の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 許可広告物等を表示し、又は設置する者は、当該許可広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 許可広告物等を表示し、又は設置する者は、当該許可広告物等を除却したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第24条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第15条第1項(第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第16条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(措置命令)

第25条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した広告物等については、当該広告物等を表示し、若しくは設置した者又は広告物等管理者(以下これらを「違反者」という。)に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、当該広告物等の改修、移転、除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、違反者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、違反者に係る広告物を掲出する物件を除却する場合においては、期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示するものとする。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第26条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及びその広告物等を除却した日時
- (3) 保管した広告物等の保管を始めた日及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第27条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(法第7条第4項の規定により除却した広告物については、2日間)、公衆の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 特に貴重と認められる広告物等について、前号に規定する公示の期間が満了してもなお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、同号の規定により掲示した事項の要旨を市広報紙に掲載すること。

(広告物等の価額の評価の方法)

第28条 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第29条 市長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等を同条第3項の規定により売却する場合は、規則で定める方法により行うものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第30条 法第8条第3項各号に定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物等 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外のもの 14日

(広告物等を返還する場合の手続)

第31条 市長は、保管した広告物等(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を

提示させる等の方法によって、その者がその広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(処分、手続等の効力の承継)

第32条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者について変更があった場合においては、この条例の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

### 第3章 広告景観モデル地区

(広告景観モデル地区の指定)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち広告物等と地域環境との調和を図ることが特に必要であると認める区域を、規則で定めるところにより、広告景観モデル地区として指定することができる。広告景観モデル地区の指定を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 主要な道路に沿った地域
- (2) 河川、森林及びこれらの付近の地域
- (3) 駅前、街路沿い及び官公署の周辺等で、その地域を代表し、又はその地域の特徴を表している区域
- (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を図ることが特に必要であると認められる地域

2 市長は、前項の規定により広告景観モデル地区を指定したときは、これを告示するものとする。広告景観モデル地区の指定を変更したときも、同様とする。

(広告景観モデル地区基本方針等)

第34条 市長は、広告景観モデル地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、当該広告景観モデル地区における広告物等と地域環境との調和に関する基本方針（以下「広告景観モデル地区基本方針」という。）及び広告物等の表示又は設置の方法に関する指導基準（以下「広告景観形成基準」という。）を策定するものとする。広告景観モデル地区基本方針又は広告景観形成基準を変更しようとするときも、同様とする。

2 広告景観モデル地区基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域の特性に応じた広告物等と地域環境との調和に関する基本構成
- (2) 広告物等と地域環境との調和を図るための広告物等の表示又は設置の方法に関する基本的事項

3 広告景観形成基準には、広告景観モデル地区基本方針に基づき、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠その他表示又は設置の方法について指導する基準を定めるものとする。

4 市長は、広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準の案を作成しようとするときは、規則で定める団体の意見を聴くものとする。

5 前条第2項の規定は、広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準の策定又は変更について準用する。

(広告景観形成基準の遵守等)

第35条 広告景観モデル地区において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該広告物等が当該広告景観モデル地区に係る広告景観形成基準に適合するように努めなければならない。

2 市長は、広告景観モデル地区における広告物等が当該広告景観モデル地区に係る広告景観形成基準に適合せず、当該広告景観モデル地区の地域環境と調和しないと認めるときは、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者に対し、必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

### 第4章 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第36条 市の区域内において、屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録について次条第1項の規定による申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の

満了後も当該処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

- 5 前項の場合において、第3項の更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第37条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請に係る申請書には、登録申請者が第39条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第38条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、規則で定める事項並びに登録の年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第39条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第37条第1項の規定による申請に係る申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき、若しくは当該添付書類に不備があるときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第47条の規定により登録を取り消された日から2年を経過しない者
- (2) 法人である屋外広告業者が第47条の規定により登録を取り消された日前30日以内に当該屋外広告業者の役員であった者で、その処分があった日から2年を経過しない者
- (3) 第47条の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 法人であってその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (6) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (7) 営業所ごとに第44条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

(登録事項の変更の届出)

第40条 屋外広告業者は、第38条第1項の規定により屋外広告業者登録簿に登録された事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- 3 第37条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第41条 市長は、規則で定めるところにより、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第42条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、当該各号に掲げる事実が発生した日(第1号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者の登録は、そ

の効力を失う。

(登録の抹消)

第43条 市長は、屋外広告業者の登録について第36条第2項の有効期間が満了し、若しくは屋外広告業者の登録が前条第2項の規定によりその効力を失ったとき、又は第47条の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(業務主任者の設置)

第44条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 法第10条第2項第3号イに規定する試験（これに類する試験として規則で定めるものを含む。）に合格した者

(2) 都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）又は中核市（同法第252条の22第1項に規定する中核市をいう。）の行う講習会の課程を修了した者

(3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許（規則で定める免許に限る。）を受けた者、同法第44条第1項に規定する技能検定（規則で定める技能検定に限る。）に合格した者又は同法第15条の7第1項に規定する職業訓練（規則で定める職業訓練に限る。）を修了した者

(4) 市長が、規則で定めるところにより、前3号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。

(1) 広告物等の表示及び設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2) 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。

(3) 第46条に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第45条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第46条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第47条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第36条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第39条第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第40条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(兵庫県知事の登録を受けた者に関する特例)

第48条 第36条の規定は、屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号。以下「県条例」という。）第26条第1項の登録を受けている者（以下「県知事登録業者」という。）については、適用しない。

2 県知事登録業者は、市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出を行った県知事登録業者は、その届出に係る事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 県知事登録屋外広告業者については、屋外広告業者とみなして第42条第1項、第44条から第46条まで、第50条及び第53条の規定を適用する。

5 屋外広告業者が県条例第26条第1項の登録を受けたときは、その者に係る第36条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。

- 6 市長は、県知事登録屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期間を定めて市の区域内において行う営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (1) 前条の規定により登録を取り消され、その処分があった日から2年を経過しない者
  - (2) 法人である屋外広告業者が前条の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその法人の役員であった者でその処分があった日から2年を経過しないもの
  - (3) 前条の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
  - (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わった日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - (5) 法人であってその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
  - (6) 屋外広告業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
  - (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者
  - (8) 第3項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した者  
(屋外広告業者等監督処分簿への登載等)

第49条 市長は、第47条又は前条第6項の規定による処分をしたときは、屋外広告業者等監督処分簿に、当該処分を行った年月日、当該処分の内容その他規則で定める事項を登載するものとする。

2 市長は、規則で定めるところにより、屋外広告業者等監督処分簿を一般の閲覧に供するものとする。

(屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告)

第50条 市長は、屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(講習会)

第51条 市長は、規則で定めるところにより、広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会(以下「講習会」という。)を開催するものとする。

2 前項に定めるほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 雑則

(審議会の意見聴取)

第52条 市長は、第8条第2項の規定により許可をしようとする場合、第9条第1項若しくは第33条第1項の規定により特別規制地区若しくは広告景観モデル地区を指定し、若しくは変更しようとする場合、第9条第3項の規定により特別規制地区に係る許可の基準を定めようとする場合、第10条第1項第1号から第3号まで、第7号から第12号まで及び第14号から第17号まで、第11条第1項第6号並びに第12条第2項第8号及び第3項第3号に規定する区域、第10条第1項第20号に規定する地域若しくは場所若しくは第11条第1項第12号及び第13号に規定する物件を指定し、若しくはこれらを変更しようとする場合又は第34条第1項の規定により広告景観モデル地区基本方針若しくは広告景観形成基準を策定し、若しくは変更しようとする場合は、必要に応じて明石市都市景観条例第25条第1項に規定する明石市都市景観審議会の意見を聴くことができる。

(報告徴収、立入検査)

第53条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置する者、広告物等管理者若しくは屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして広告物等の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業者の営業所に立ち入り、広告物等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(規則への委任)

第54条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 罰則

(罰則)

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条第1項、第47条又は第48条第6項の規定による命令に違反した者
- (2) 第36条第1項又は第3項の登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (3) 不正の手段により第36条第1項又は第3項の登録を受けた者

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条の許可（第16条第2項の更新の許可を含む。）を受けないで広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第10条第1項又は第11条第1項から第3項までの規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (3) 第16条第1項の規定に違反して許可広告物等の内容に変更を加え、又は許可広告物等を改造し、若しくは移転した者
- (4) 第22条第1項の規定に違反して許可広告物等を除却しなかった者
- (5) 第40条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第57条 第53条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第58条 第19条第3項に規定する規則で定める許可広告物等について、同項に規定する広告物等管理者を置かずに表示し、又は設置した者は、5万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第59条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第55条から前条までの違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第23条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第48条第2項又は第3項の規定による届出をせずに市の区域内で屋外広告業を営み、又は虚偽の届出をした者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に県条例の規定によりなされた許可、命令その他の処分又は申請、届出その他の手続（県条例第26条第1項の登録及び県条例第26条の2第1項に規定する申請を除く。）は、この条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。
- 3 この条例の施行の際、県条例第8条の規定により県条例第4条第1項又は第5条第1項の規定を適用しないとされていた広告物等については、施行日から県条例第4条第1項又は第5条第1項の規定を適用しないとされていた期間の末日までは、第10条第1項又は第11条第1項の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際、県条例の規定による許可を受けて、現に適法に表示され、又は設置されている広告物等について、当該許可の期間が満了し、第16条第2項の更新の許可を受けようとするときは、施行日から1年間（規則で定める広告物等にあつては、規則で定める期間。次項において「非適用期間」という。）は、第8条第1項、第10条第1項、第11条第1項及び第19条第3項の規定は適用せず、県条例の相当規定の定めるところによる。
- 5 前項の規定の適用を受ける広告物等に係る第16条第2項の更新の許可の期間は、非適用期間内において定めるものとする。
- 6 この条例の施行の際現に県知事登録業者である者は、平成30年5月31日（同日前に県知事登録業者でなくなった者にあつては、県知事登録業者でなくなった日）までの間に限り、第48条第2項の規定による届出をしないうで、市の区域内で屋外広告業を営むことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。